

令和7年8月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年8月29日(金) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟		
8 番	市藺 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇藺 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更届について
09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
11. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係主任主査

事務局 議長 議長 事務局 議長 委員 議長 議長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和7年8月、始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、18名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ——— まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。 〔事務局 報告〕 ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——— 次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 委員 『異議なし』 それでは、農業委員6番、農業委員7番に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ——— 次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、振興係主任主査を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。
---	---

—— 日程第3 議案第1号 ——

議 長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1～2ページです。今月の申請件数につきましては、5件となっております。

なお、5番につきましては、農業委員5番が、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に抵触する議案となっております。

先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町日木山で、田が1筆、面積が349㎡のうち148㎡で、売買による所有権移転です。

なお、議案第6号、農地の利用目的変更届に関連する案件となっております。

以上で、1番の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、推進委員11番です。調査報告いたします。令和7年8月21日、代理人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農作業用機械は、現在草払機のみを所有され、今後、管理機等を購入し、それ以外の必要な機械は、知人に借りる方向で考えておられます。譲受人の労働力は、本人と世帯主の2人で、労力的にも技術面においても十分可能だと思います。それから、通作可能距離についても、申請地は後ほど5条申請で出てくる農地の隣地になり、問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議 長		次に、2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、引き続き2番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町白男で、田が5筆で5, 269㎡、畑が1筆で740㎡、合計6筆の面積が6, 009㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、2番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、農業委員9番です。調査報告いたします。令和7年8月19日、現地確認をした後に、譲受人に電話で聞き取りを行いました。申請地は、本人の父親の実家の近くであり、本人と2人で田んぼ・畑をされるとのことでした。農業用機械は、お父様が軽トラックから、耕耘機、コンバイン、草払機等、すべて揃えられており、労働力等は問題ないと思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議 長		次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町久末で、畑が1筆、面積が957㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、農業委員9番です。調査報告いたします。令和7年8月18日、現地確認をした後に、代理人の行政書士に電話で聞き取りを行いました。労働力は、本人とご両親の3人です。農作業用機械は、軽トラック、耕耘機、草払機等があり、問題はないと思われます。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長		次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松で、田が1筆、面積が690㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員5番です。調査報告いたします。令和7年8月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在1人で田を耕作され、農業用機械は、トラクター、田植機、軽トラック、防除機等を所有されています。申請地は、隣接の造成工事内の代替え地として購入されたもので、工事完了後も耕作するとのこと。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、豊留で、田が1筆、面積が1,013㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員15番です。調査報告いたします。令和7年8月15日、譲受人と現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。ほ場は、水稻が作付けされ、現在生育中でした。譲受人の労働力は、本人1人で、農業用機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、すべてリースで対応するとのこと。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。

議 長	なお、5番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、1番から4番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり、決定いたしました。 それでは、5番の関係者、農業委員5番、山下委員の退席をお願いします。
委 員	〔委員退席〕
議 長	5番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、5番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、5番については、原案のとおり、決定いたしました。 農業委員5番、山下委員の着席をお願いします。

—— 日程第4 議案第2号 ——

議 長

次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。

まずは、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。総会資料は、3ページ、申請件数は、2件となります。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、変更前の申請地が、三拾町の畑、1筆、341㎡となっております。

これは、先月の総会案件で、8月5日付けで5条許可を受けた案件になりますが、金融機関の融資の関係で申請人を夫の〇〇から妻の〇〇に変更する事業計画変更となっております。

この後の議案第4号の8番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、議案第4号の8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約420mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑、西が公衆用道路、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきまして ご説明いたします。

申請人は、〇〇、変更前の申請地が、平松の田、1筆、1,017㎡となっております。

議 長	当初計画で、〇〇が令和5年3月6日付で、資材置場として、5条許可を受けておりますが、今回、当初計画地を含めた周辺土地一体を事業所用宅地として造成する事業計画変更となっております。 この後の議案第5号の1番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。 ただいまの説明に関連し、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約760mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が田（第5条申請地）、南が田（第5条申請地）、北が田（第5条申請地）です。申請実現の確実性として、自己資金証明及び融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。
議 長	これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

—— 日程第5 議案第3号 ——

議 長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。

1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は4ページ、申請件数については、1件となります。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田、2筆、合計292㎡です。農地区分は第2種農地、転用目的は、資材置場となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連し、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約300mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議 長

これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委 員

〔質疑・意見なし〕

議 長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第6 議案第4号 ———
議長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページから8ページでございます。今月の申請件数につきましては、番号11番が申請に必要な資料の提出が期限までになされなかったため、取下げとなり、10件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山、田が1筆で、面積が349㎡のうち199㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、夫の実家に近い申請地に、自己住宅を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約170mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道、南が田（残地）、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明及び融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他7名、土地の所在は、平松、田が7筆で、合計面積が4,379㎡です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、クリーニング工場増設に伴い、トラック用駐車場・従業員駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地3,300の宅地2,236㎡、3,305の宅地2,663.44㎡と一体利用で、全事業面積が9,278.44㎡となります。 こちらの申請は、面積30aを超えるため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 また、駐車場なので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約830mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道と畑、西が水路と宅地、南が水路と田と宅地、北が水路と雑種地と県道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、脇元、畑が1筆で、面積が290㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、事業拡大に伴い、資材置場を確保したいとのことです。

事務局	こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約80mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と雑種地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、蒲生町漆、地目は田、1筆で、面積が355㎡です。権利の内容は、賃借権で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、資材置場・駐車場で、申請理由は、令和7年度林地荒廃防止事業施工における駐車場及び資材置場として利用するためとのことです。 こちらの申請は、一時転用なので、一時転用終了後、農地に復元することを許可書の条件に付したいと思います。 また、第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である、一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約170mの位置にあります。被害防除現況としまして

委員	は、東が水路、西が県道、南が水路、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、一時転用終了後、農地に復元すること。（令和8年3月31日まで）。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、他1名、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、地目は田、2筆で、面積が637㎡のうち272㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅兼事務所で、申請理由は、住宅兼美容院を建築したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地1、180-24の用悪水路23㎡、1、180-23の用悪水路の一部2.96㎡と一体利用で、全事業面積が297.96㎡となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約310mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、地目は畑、1筆で、面積が525㎡です。権利の内容

事務局	は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（2区画）として利用するためとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約180mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、地目は田、1筆で、面積が33㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場で、申請理由は、申請地を取得して、職員駐車場として利用したいとのことです。 こちらの申請は、隣接地3，729-1の宅地126.67㎡、3，731-1の宅地76.49㎡と一体利用となり、全事業面積は236.16㎡となります。 こちらの申請は、駐車場なので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西

委員	に、約210mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が宅地、北が宅地と水路です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
委員	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、三拾町、地目は畑、1筆で、面積が341㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、実家の隣地で管理も大変なため、自己住宅を建築したいとのことです。 こちらの申請は、議案第2号の1番と関連案件でございます。 以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第2号の1番で、農業委員4番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、平松、地目は畑、1筆で、面積が1,823㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、老人福祉施設で、申請理由は、閑静な住宅街で買い物の便が良いため、老人福祉施設を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約50mの位置にあります。

委員 議長	す。被害防除現況としましては、東が宅地、西が公衆用道路、南が宅地と山林、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
事務局	次に、10番について、事務局の説明を求めます。 それでは、10番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他2名、土地の所在は、船津、田が1筆の、面積が585㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、建売住宅で、申請理由は、住宅需要の条件が整っているため、建売住宅（2棟）を建築したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約40mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長 委員	次の、11番については、取り下げでございます。 これより、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。 〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 10 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第 7 議案第 5 号 ———
議 長	次に、日程第 7、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に入ります前に、補足説明を致します。農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見ということで、こちらの案件につきましては、県の許可になります。2 h a までは権限委譲を受けた市町村の許可、4 h a までは県知事の許可、4 h a を超える場合は、大臣の許可と農地法でなっております。したがって、今回の申請は、面積が約 2. 7 h a ということで、県の許可になる案件となります。 許可までの流れは、今回の総会で転用の可否を審査した後に、3 千㎡超えるため県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行います。その結果をもって、市とネットワーク機構の意見として、県に進達を行います。そして、その進達を県が審査し、許可になれば県知事名で許可証を発行する流れとなっております。 なお、この審査については、通常の 5 条の転用の審査と同じ取り扱いになり、審査は通常の 5 条申請と同様の方法で行いますので、よろしく願いいたします。 それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇他 30 名、土地の所在は、平松、地目は田、37 筆の、面積が 27, 418㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、事業所用宅地造成で、申請理由は、当地を事業所用宅地造成用地（1 区画）の計画にしたいとのことです。 こちらの申請は、隣接地 3, 322－4 の雑種地 216㎡、

事務局	8, 281の公衆用道路106㎡、8, 282の公衆用道路44㎡、8, 565の用悪水路16㎡、8, 566の用悪水路の一部201㎡と一体利用となり、全事業面積は28, 001㎡となります。 こちらは、議案第2号の2番と関連しております。 こちらの申請は、面積30a超えのため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 また、こちらの申請は、全事業面積が28, 001㎡となっており、2万㎡を超えているため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取後、県知事に進達して、県の審査を受けてから県が許可をするという流れになります。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北西に約760mの位置にあります。周囲の現況は、東が田と水路と宅地と里道と雑種地、西が田と里道と水路、南が田と水路、北が市道と里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明及び融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見については、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第8 議案第6号 ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。
事務局	1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は、15ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山の田が1筆、面積は349㎡のうち148㎡です。 農地区分は第3種農地で、変更後の使用目的は、畑です。申請理由につきましては、現在田として利用していないため、盛土をして畑として利用したいとのことです。こちらの案件は、議案第1号の1と関連しております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から東に約170mの位置にあります。被害防除現況は、東が市道、西が市道、南が市道、北が宅地(残地)です。申請実現の確実性としましては、営農計画もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、農地の利用目的変更届について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第6号、農地の利用目的変更届について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ——— 日程第9 議案第7号 ———
議 長	それでは、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1番から17番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。総会資料の16ページをご覧ください。 契約の始期は、令和7年10月1日を予定しております。新規17筆、合計31,314㎡です。契約年数につきましては、3年間で1件、5年間で4件、10年間で5件となっております。契約の詳細につきましては17ページから18ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地17筆中11筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答をいただいていることを報告いたします。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。 資料は17ページです。17番が坂元委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。
議 長	これより、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から17番について、質疑に入ります。

議 長	なお、１７番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、１番から１６番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から１６番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から１６番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、１７番関係者、農業委員１２番の退席をお願いします。
委 員	〔委員退席〕
議 長	それでは、１７番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１７番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１７番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員１２番の着席をお願いします。

——— 日程第 1 0 ———	
議 長	次に、日程第 1 0、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。資料は、別紙になります。 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和 7 年 8 月 2 0 日、同日付で公告となっております。概要については 2 ページから 3 ページ、各筆の明細については、4 ページから 7 ページをご確認ください。貸付開始日は令和 7 年 9 月 1 日となっており、新規 3 2 筆、4 2, 4 8 0 m²、変更 8 筆、8, 7 8 7 m²となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
——— 日程第 1 1 ———	
議 長	次に、日程第 1 1、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、1 2 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（8 月分）をご確認ください。今月分はすべて、9 月 1 日からの農地バンクの契約締結に伴う利用権の解約となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。

——— 日程第 1 2 ———	
議 長	次に、日程第 1 2、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	農業委員 1 番より ○農業者年金、農業新聞購読加入推進について
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	○農業委員会だよりについて ○タブレットの進捗状況について
委 員	農業委員 1 4 番より ダブレットの使い方について、不安がある。今後どうようになるのか？
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 7 年 8 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____